

株式会社近確機構 防災評定業務約款

制定年月日 令和2年2月3日

(総則)

第1条 防災評定を受けようとする申込者(以下「甲」という。)及び株式会社近確機構(以下「乙」という。)は、大阪府内建築行政連絡協議会が制定する「高層建築物等の防災措置に関する要綱」(以下「要綱」という。)の規定を遵守し、この約款(申込書及び引受承諾書を含む。)及び「株式会社近確機構 防災評定業務規程(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

2 この契約は、甲が乙に申込書を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付したとき、引受承諾書を交付した日をもって、締結がなされたものとする。

ただし、乙が申込書に承諾印を押印し、その写しを甲に公布した場合は、乙の承諾印が押印された申込書の写しをもって引受承諾書に変えることができる。

この場合の契約締結日は乙が承諾印を押印した日とする。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙に対し、第5条の規定により発行する請求書に記載された額の手数料を期日までに支払わなければならない。

2 甲は、乙より防災計画書について説明を求められたとき、これに応じなければならない。

3 乙が審査中に防災計画書に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定められた期日までに修正その他必要な措置を講じなければならない。

4 乙が提出された防災計画書のみでは評定業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加資料を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定められた期日までに乙に提出しなければならない。

(乙の責務)

第3条 乙は、善良な管理者の注意をもって、第4条に規定する業務期日までに、評定書又は評定ができない旨の通知書を交付して評定業務を完了しなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の業務期日は、第1条第2項の契約締結日から6ヶ月を経過する日(次項から第4項までの規定により延期された場合はその日(以下「業務期日」という。))とする。

2 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって業務期日までに評定業務を完了できない場合、その理由を明示のうえ、評

定業務の完了の必要と認められる業務期日の延期をすることができる。

- 3 乙は、前項に掲げる不可抗力以外に、正当な理由に基づき評定業務を完了できない場合にあっては、業務期日の2週間前までに甲に対してその理由を明示のうえ、評定業務の完了に必要と認められる業務期日の延期をすることができる。
- 4 甲が業務期日の延期を求める場合は、甲はその延期理由を明示した書面をもって乙に対し延期の申し出を行う必要があり、かつ、乙がその理由が正当であると認めたとのみ、当該業務を延期することができる。
- 5 前3項の規定に基づく業務期日の延期は、一旦延期された業務期日に対しても適用できる。

(手数料の支払い)

- 第5条 乙は、甲に対し別に定める建築防災計画評定業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に基づき算出した額の請求書を、7日以上予告期間を設けた支払期日(以下「支払期日」という。)を記載して発行する。
- 2 前項にかかわらず、甲乙間で別段の合意があるときはその合意した日を支払期日とする。

(業務期日の延期に係わる損害事項)

- 第6条 第4条第2項の規定に基づいて乙が業務期日を延期し、これにより甲に損害が生じた場合、乙はその賠償の責に任じない。
- 2 第4条第3項及び第5項の規定に基づいて乙の申し出により業務期日を延期し、これにより甲に損害が生じた場合、第5条第1項の規定に基づき甲が乙に支払う額を上限として、甲はその損害に対する賠償の支払いを乙に請求することができる。
 - 3 第4条第4項及び第5項の規定に基づいて甲の申し出により業務期日を延期し、これにより乙に損害が生じた場合、乙はその損害に対する賠償の支払いを甲に請求することができる。

(評定業務の中止に係わる損害等)

- 第7条 甲が第2条の責務を懈怠したときには、何ら通知を要せず、乙は業務の中止することができる。この場合、甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じない。

(甲の債務不履行責任)

- 第8条 甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対してその損害を請求することができる。
- ただし、甲がその責に帰することができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(乙の債務不履行責任)

第 9 条 乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰することができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(防災評定に関する損害を第三者が受けた場合の責任)

第 10 条 建設された建築物における防災上の損害を第三者が受けた場合、その責は専ら甲が負うものとし、乙はその責を負わない。この場合において乙が当該第三者に対して何らの賠償を行った場合には、甲は乙に対し、乙の行った出捐につき、その相当額を補填する義務を負う。

(防災評定の結果に対する乙の責任)

第 11 条 第 9 条の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項に定める評定書又は評定ができない旨の通知書の交付後に、防災評定の判断に誤りがあることを甲が発見した場合、甲は乙に対して追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次のいずれかに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りではない。

- 一 甲から提出のあった防災計画書等及び追加資料等に過誤による記載、又は虚偽の記載あったことをその他の責に帰すべき事由
- 二 防災評定を行った時点の技術水準からして予見が困難であったことの事由
- 三 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由

2 前項の請求に際して、甲は、評定書又は通知書のいずれかの書面を乙から受領したとき直ちにその内容を精査するものとし、精査の結果、防災評定の判断に誤りがあると判断し、又は疑義が生じた場合には、甲は乙に対し、その書面を受領した日から 1 週間以内に誤りの存在等の通知を行うものとする。甲がこの通知を怠った場合には、乙に対し、第 1 項の追完及び損害賠償を請求することはできない。

(甲の解除権)

第 12 条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、その理由を明示した書面をもって、乙に通知することによりこの契約を解除することができる。

- 一 乙がその責に帰すべき事由により、第 4 条に定める業務期日（第 4 条第 3 項及び第 5 項により延長された業務期日を含む。）までに評定業務を完了したとき
- 二 乙がその責に帰すべき事由により、この契約に反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
- 三 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でない認められるとき

2 前項の規定する場合のほか、乙が第 3 条第 1 項の定めるところの評定業務を完了するまでの間、甲は、いつでも書面をもって乙に申込を取り下げる旨の通知をすることで、こ

の契約を解除することができる。

- 3 第 1 項の規定により契約を解除する場合、手数料がすでに支払われているとき、甲はこれの返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じ得ないものとする。
- 4 第 1 項の規定により契約を解除する場合、前項に定めるほか、甲が損害を受けているとき、甲はその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第 2 項の規定により契約を解除する場合、手数料がすでに支払われているとき、乙はこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第 2 項の規定により契約を解除する場合、前項に定めるほか、乙が損害を受けているとき、乙はその賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、次のいずれかに該当する場合は、その理由を明示した書面をもって、甲に通知することにより、この契約を解除することができる。

- 一 甲が、第 2 条第 1 項の定める責務を怠り、支払うべき手数料の支払いを延期したとき
 - 二 甲が第 2 条第 2 項から第 4 項に定める責務を怠ったときその他甲の責に帰すべき理由により、乙が第 4 条に定める業務期日までに第 3 条第 1 項の責務を履行できないとき
 - 三 第 4 条第 4 項の規定に基づき業務期日の延期に対する甲の申し出において、その理由が正当でないと認められるとき
 - 四 甲がその責に帰すべき理由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告しても違反が是正されないとき
 - 五 前号のほか、甲に責を帰すべき理由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき
- 2 前項の規定により契約を解除する場合、乙は手数料がすでに支払われているときはこれを甲に返還せずまた当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 3 第 1 項の規定により契約を解除する場合、前項に定めるほか、乙が損害を受けているときは、乙はその賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第 14 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(別途協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(本約款が依って立つ法的根拠と管轄裁判所)

第 16 条 この約款は日本国の法律をその根拠とし、乙の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。